

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主：大垣市

I 職員の給与の男女の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	77.7	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.2	%
全職員	63.6	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長級相当職	59.3	%
本庁課長相当職	84.1	%
本庁課長補佐級相当職	95.2	%
本庁係長級相当職	81.4	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	91.9	%
31～35年	92.3	%
26～30年	89.1	%
21～25年	77.3	%
16～20年	71.9	%
11～15年	80.1	%
6～10年	90.0	%
1～5年	67.4	%

【説明欄】

月の途中からの休職等により、給与を日割で支給した職員の算出方法については、勤務日数に応じた算出としている。

男女の差異が生じている理由として、短時間勤務をしている会計年度任用職員（パートタイム）が全職員の約4分の1を占めており、その約85%が女性職員であることが、全職員の給与の差異に影響している。また、医師の約85%が男性職員であることが、勤続年数別の給与の男女の差異等に表れている。

* 勤続年数は、採用年度を1年目とし、情報公開の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度（令和8年4月1日時点）
管理的地位にある職員	18.5 %

【説明欄】

本項目の「管理的地位にある職員」とは、下記Ⅲの「本庁部局長・次長相当職」及び「本庁課長相当職」の職員を指します。
管理的地位にある職員の割合は、前年度比で0.9ポイント増加している。（令和6年度：17.6%）

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度（令和8年4月1日時点）
本庁部局長・次長級相当職	7.8 %
本庁課長相当職	21.4 %
本庁課長補佐級相当職	20.8 %
本庁係長級相当職	31.0 %

【説明欄】

令和6年度（令和7年4月1日時点）の本庁部局長・次長相当職の割合は3.8%、本庁課長相当職の割合は21.2%、本庁課長補佐相当職の割合は17.8%、本庁係長級相当職の割合は30.8%となっており、いずれも前年度より増加している。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	61.0 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	100.0 %
女性	100.0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	4.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
1 週間以上 2 週間未満	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
2 週間以上 1 月以下	56.0 %	0.0 %	100.0 %	0.0 %
1 月超 3 月以下	20.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
3 月超 6 月以下	8.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
6 月超 9 月以下	8.0 %	0.0 %	0.0 %	50.0 %
9 月超 1 2 月以下	4.0 %	30.0 %	0.0 %	50.0 %
1 2 月超 2 4 月以下	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
2 4 月超	0.0 %	70.0 %	—	—

【説明欄】

男性常勤職員の育児休業取得率は、前年度比で15.4ポイント増加している。（令和6年度：45.6%）

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	13.9 時間／月
内部部局等以外	13.8 時間／月

【説明欄】

内部部局等について、前年度比で2.7時間／月減少している。（令和6年度：16.6時間／月）
内部部局等以外について、前年度比で2時間／月減少している。（令和6年度：15.8時間／月）